

第66回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年6月25日(金曜日)
午前10時

場所 岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地
当社本店 7階会議室

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本年は株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産の
ご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。





株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第66回定時株主総会を6月25日(金曜日)に開催いたしますので、ご通知申し上げます。

2021年6月3日

代表取締役社長

株式会社トーカー 小野本孝二

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場は、可能な限りお控えいただき、3頁から4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご高覧のうえ、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使していただくようお願い申し上げます。

なお、株主総会会場においては、開催日現在の状況に応じた感染拡大防止措置を講じさせていただきます。当該措置、本株主総会の運営等につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.tokai-corp.com/>)にてお知らせいたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主様におかれましては、ご理解、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

第66回定時株主総会招集ご通知

日 時	2021年6月25日(金曜日)午前10時
場 所	岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地 当社本店 7階会議室
報告事項	1. 第66期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第66期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

インターネット開示情報

- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 以下の事項につきましては、法令及び定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していませんので、本招集ご通知には記載していません。
 - ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - ②計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している上記事項とで構成されています。



<https://www.tokai-corp.com/>

議決権行使についてのご案内

事前に議決権を行使される場合

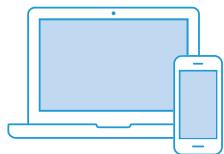
書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限 **2021年6月24日(木曜日)午後5時30分必着**

インターネットによる議決権行使



インターネットにより議決権を行使される場合には、次頁の内容をご確認のうえ、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 **2021年6月24日(木曜日)午後5時30分まで**

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただくようお願い申し上げます。

株主総会
日時 **2021年6月25日(金曜日)午前10時**

招集にあたっての決定事項

インターネットで重複して議決権を行使された場合、最後に到着した行使内容を有効といたします。議決権行使書用紙が再発行された場合の書面による議決権重複行使についても同様といたします。

ただし、書面とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使内容を有効といたします。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 **三井住友信託銀行株式会社 証券代行部**

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について

 **0120-652-031**
(9:00~21:00)

その他のご照会

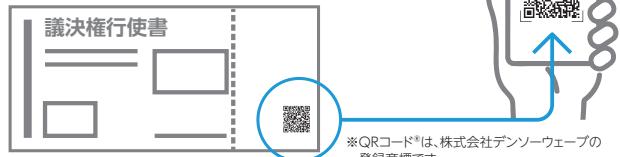
 **0120-782-031**
(平日9:00~17:00)



「スマート行使」によるご行使

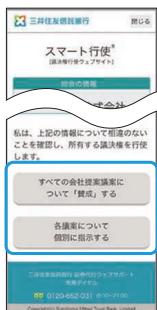
1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

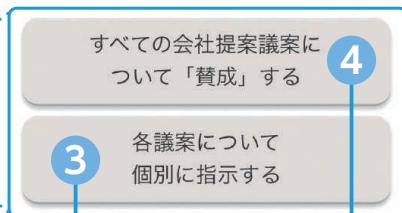


※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

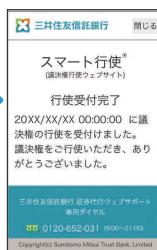


3 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

4 すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押してください。

行使完了



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。



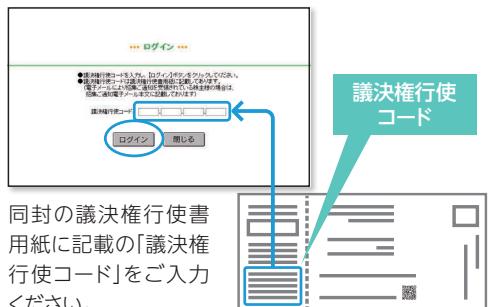
パソコン等によるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>

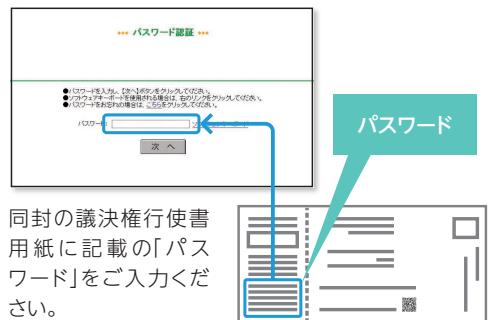


2 ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

3 パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおり、実施したいと存じます。

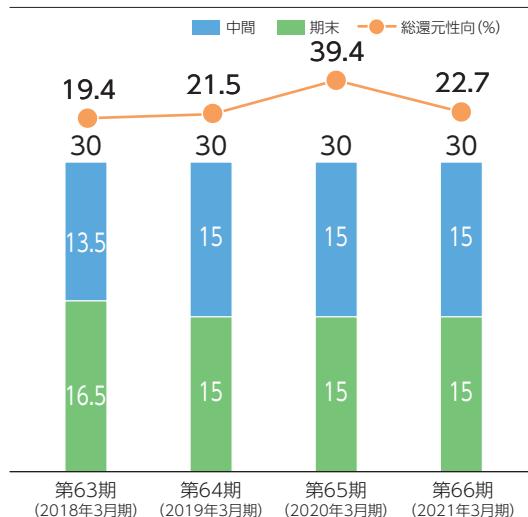
期末配当に関する事項

当社は、企業価値の向上及び株主価値の最大化を図るべく、事業拡大のための必要な投資資金を確保するために内部留保を手厚くすると同時に、株主様への利益還元につきましては経営上の最重要課題と認識し、業績に応じた安定的な配当を継続すること及び総還元性向20%を目安とし、中間配当を合わせ年2回の配当を実施することを基本方針としております。

当期も、その方針に沿って、経営成績等を勘案し期末配当は、当社普通株式1株につき15円の配当を実施したいと存じます。したがって、中間配当を含めた年間配当は当社普通株式1株につき30円となります。

当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

[ご参考] 1株当たり配当金／総還元性向の推移



① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき15円

配当総額 533,071,605円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

(注) 1株当たり配当金につきましては、2018年1月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施したことを踏まえ、第63期の期首に当該株式分割が実施されたものと仮定して算定しております。第65期及び第66期は自己株式の取得を行ったことから総還元性向が上昇いたしました。



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名全員は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会で検討がなされましたが、意見はありませんでした。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	在任年数	第66期に開催の 取締役会出席状況
1	おのぎ こうじ 小野木 孝二 再任	代表取締役社長	39年	17回／17回（100%）
2	うす いただ ひこ 臼井 忠彦 再任	代表取締役副社長	14年	16回／17回（94%）
3	しら きもと あき 白木 元朗 再任	専務取締役	9年	17回／17回（100%）
4	あさ いとし あき 浅井 利明 再任	専務取締役	4年	17回／17回（100%）
5	ひろ せ あき よし 広瀬 章義 再任	取締役	7年	17回／17回（100%）
6	まつ の えい こ 松野 英子 再任	取締役	2年	17回／17回（100%）
7	むら き とし みつ 村木 利光 再任	取締役	1年	12回／12回（100%）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。



再任

候補者
番号

1

おのぎこうじ
小野木孝二

1955年2月16日生

保有する当社の株式数

1,118,390株

略歴、地位及び担当

1977年3月	当社入社	1994年6月	当社取締役副社長
1981年9月	当社取締役	1995年6月	当社代表取締役副社長
1987年6月	当社常務取締役	1998年6月	当社代表取締役社長（現任）
1991年6月	当社専務取締役		

重要な兼職の状況

株式会社トーカイ（四国）代表取締役会長
株式会社サン・シング東海代表取締役会長
株式会社日本情報マート代表取締役会長
公益財団法人小野木科学技術振興財団理事長
一般社団法人日本福祉用具供給協会理事長
一般社団法人日本病院寝具協会理事長

選任の理由

経営者としての豊富な業務経験及び当社グループの事業全体における幅広い知見に基づき、当社グループ全体の持続的な企業価値向上に資する経営の牽引や取締役会での重要な意思決定、監督機能の強化に寄与することが期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。



再任

候補者
番号

2

うす い ただ ひこ
白井 忠彦

1952年3月8日生

保有する当社の株式数

18,055株

略歴、地位及び担当

2000年9月	株式会社十六銀行取締役名古屋支店長	2011年6月	当社常務取締役L.E.C.事業本部長兼大和メンテナンス株式会社代表取締役社長
2003年7月	当社入社執行役員L.E.C.事業本部副本部長	2014年6月	当社専務取締役業務統括
2007年4月	当社執行役員L.E.C.事業本部長	2017年4月	当社専務取締役管理統括
2007年6月	当社取締役L.E.C.事業本部長	2018年6月	当社代表取締役専務管理統括
2010年8月	当社取締役L.E.C.事業本部長兼大和メンテナンス株式会社代表取締役社長	2020年6月	当社代表取締役副社長管理統括(現任)

選任の理由

金融機関及び当社における豊富な業務経験と幅広い知見に基づき、当社グループのガバナンス強化を担うとともに、事業領域間の調整や当社グループ全体の利益を考慮した取締役会での重要な意思決定、監督機能の強化に寄与することが期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。



再任

候補者
番号

3

しら き もと あき
白木 元朗

1959年1月16日生

保有する当社の株式数

18,144株

略歴、地位及び担当

1988年11月	当社入社	2014年6月	当社常務取締役病院関連事業本部長
2001年4月	当社寝具・シルバー事業本部ゼネラルマネジャー	2017年4月	当社専務取締役営業統括
2003年4月	当社執行役員シルバー事業本部長	2019年7月	当社専務取締役営業統括兼事業開発本部長
2007年4月	当社執行役員病院関連事業本部中西部担当本部長	2020年4月	当社専務取締役営業統括
2012年6月	当社取締役病院関連事業本部長兼同本部中西部担当本部長	2020年6月	当社専務取締役中国・四国リネンサプライ担当株式会社トーカイ(四国)代表取締役社長(現任)

重要な兼職の状況

株式会社トーカイ(四国)代表取締役社長

選任の理由

当社のシルバー事業及び病院関連事業における幅広い経験・実績・知見に基づき、当社グループの営業強化を担うとともに、事業領域間の調整や当社グループ全体の利益を考慮した取締役会での重要な意思決定、監督機能の強化に寄与することが期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。



再任

候補者
番号

4

あさ い とし あき
浅井 利明

1964年1月24日生

保有する当社の株式数

13,644株

略歴、地位及び担当

1986年3月	当社入社	2017年4月	当社執行役員病院関連事業本部長
2006年4月	当社病院関連事業本部東部営業部 ゼネラルマネジャー	2017年6月	当社取締役病院関連事業本部長
2013年4月	当社病院関連事業本部副本部長	2019年6月	当社常務取締役病院関連事業本部長
2013年10月	当社執行役員寝具・リネンサプライ事業本部長	2020年6月	当社専務取締役営業統括（現任）

選任の理由

当社の病院関連事業及び寝具・リネンサプライ事業における幅広い経験・実績・知見に基づき、当社グループの営業強化を担うとともに、事業領域間の調整や当社グループ全体の利益を考慮した取締役会での重要な意思決定、監督機能の強化に寄与することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。



再任

候補者
番号

5

ひろ せ あき よし
広瀬 章義

1958年5月27日生

保有する当社の株式数

22,422株

略歴、地位及び担当

1981年3月	当社入社	2009年4月	当社執行役員リースキン事業本部長
1997年4月	当社L.E.C.事業本部SA事業部 部長	2014年6月	当社取締役L.E.C.事業本部長（現任）
2005年4月	当社執行役員兼株式会社ティ・アシスト代表取締役社長		

重要な兼職の状況

株式会社サカタ代表取締役社長

選任の理由

当社グループのリースキン事業及び清掃事業における幅広い経験・実績・知見に基づき、当社グループの環境サービスにおける一層の事業展開や取締役会での重要な意思決定、監督機能の強化に寄与することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。



再任

候補者
番号

6

まつ の
松野 英子

1963年4月30日生

保有する当社の株式数

10,822株

略歴、地位及び担当

1996年5月	たんぽぽ薬局株式会社入社	2016年4月	たんぽぽ薬局株式会社取締役薬局事業本部本部長
2006年4月	たんぽぽ薬局株式会社業務部ゼネラルマネジャー	2017年6月	たんぽぽ薬局株式会社代表取締役社長
2009年4月	たんぽぽ薬局株式会社執行役員業務本部副本部長	2019年6月	当社取締役調剤事業担当たんぽぽ薬局株式会社代表取締役社長(現任)
2011年10月	たんぽぽ薬局株式会社取締役業務本部副本部長		

重要な兼職の状況

たんぽぽ薬局株式会社代表取締役社長

選任の理由

当社グループの調剤サービスにおける幅広い経験・実績・知見に基づき、当社グループの調剤サービスにおける一層の事業展開や取締役会での重要な意思決定、監督機能の強化に寄与することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。



再任

候補者
番号

7

むら き
村木 利光

1959年1月8日生

保有する当社の株式数

18,642株

略歴、地位及び担当

1981年3月	当社入社	2009年4月	当社シルバー事業本部西部営業部ゼネラルマネジャー
2000年4月	当社リースキン事業本部営業推進二部部長	2012年4月	当社シルバー事業本部副本部長
2004年4月	当社L.E.C.事業本部営業部ゼネラルマネジャー	2014年7月	当社執行役員シルバー事業本部長
2006年7月	当社病院関連事業本部中西部営業部(給食事業)ゼネラルマネジャー	2020年6月	当社取締役病院関連事業本部長(現任)

選任の理由

当社リースキン事業、病院関連事業及びシルバー事業における幅広い経験・実績・知見に基づき、当社グループの健康生活サービスにおける一層の事業展開や取締役会での重要な意思決定、監督機能の強化に寄与することが期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。

-
- (注) 1. 小野木孝二氏は、株式会社日本情報マートの代表取締役会長及び株式会社サン・シング東海の代表取締役会長を兼務しており、当社と当該各社との間には商品の売買等の取引があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3の規定に基づき、当社並びに子会社の取締役及び監査役、並びに当社の執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害を填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役堀江範人及び宇野裕の両氏は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の本総会への提出については、監査等委員会の同意を得ております。

また、本議案について、各監査等委員である取締役において検討がなされましたが、意見はありませんでした。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。



再任

候補者
番号

1

ほり え のり ひと
堀江 範人

1955年4月3日生

保有する当社の株式数

30,800株

略歴、地位及び担当

1978年4月	当社入社	2015年4月	当社取締役管理本部長
2003年4月	たんぼ薬局株式会社出向ゼネラルマネジャー	2016年7月	当社取締役経理本部長兼調達本部長
2008年6月	当社執行役員経理本部長	2019年6月	当社取締役（監査等委員）（現任）
2013年6月	当社取締役経理本部長		
2013年7月	当社取締役総務本部長兼経理本部長		

重要な兼職の状況

堀江ビル有限会社代表取締役

選任の理由

長年経営幹部として当社及び子会社の経営に携わり、当社グループの事業全般及び財務部門における豊富な経験・知見を有することから、重要な経営判断や経営管理等の観点において適切な監査・監督、助言をいただけるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。



候補者
番号

2

う の ひろし
宇野 裕

1953年5月1日生

保有する当社の株式数

0株

再任

社外

独立

略歴、地位及び担当

1977年4月	厚生省（現厚生労働省）入省	2015年2月	株式会社ひつじ企画代表取締役社長（現任）
2005年8月	社会保険庁社会保険大学校長	2018年9月	医療法人社団創知会監事（現任）
2007年6月	社会保険庁主席統括管理官	2019年6月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2007年10月	日本社会事業大学専務理事		
2013年11月	住友生命保険相互会社顧問		

重要な兼職の状況

株式会社ひつじ企画代表取締役社長

選任の理由及び期待される役割の概要

長年厚生労働省に務めた経験に基づき、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で経営全般の監督機能の発揮が期待できること、また、当社事業の中心である健康生活分野において高い見識を有していることから、経営方針及び経営効率向上のための有益な助言が期待できるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宇野裕氏は、社外取締役候補者であります。
当社は同氏を、一般株主と利益相反が生じることがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
3. 宇野裕氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 堀江範人氏及び宇野裕氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3の規定に基づき、当社並びに子会社の取締役及び監査役、並びに当社の執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害を填補することとしております。堀江範人氏及び宇野裕氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



(ご参考) 本議案可決後の監査等委員会メンバー（予定）

氏名				重要な兼職	第66期に開催の 取締役会・監査等委員会出席状況
ほり 堀	え 江	のり 範	ひと 人 再任	常勤監査等委員 堀江ビル有限会社 代表取締役	取締役会 17回／17回 (100%) 監査等委員会 14回／14回 (100%)
かわ 川	ぞえ 添	しゅう 衆	(任期中) 社外 独立	—	取締役会 17回／17回 (100%) 監査等委員会 14回／14回 (100%)
う 宇	の 野	ひろし 裕	再任 社外 独立	株式会社ひつじ企画 代表取締役社長	取締役会 17回／17回 (100%) 監査等委員会 14回／14回 (100%)

以上

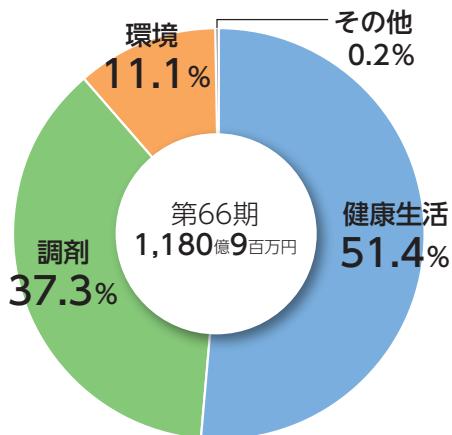
1 企業集団の現況に関する事項

[1] 主要な事業内容

健康生活サービス 606億31百万円

調剤サービス 440億98百万円

環境サービス 130億72百万円



「清潔と健康」を提供する 総合サービス業

当社グループは、提供するサービスの内容によって、快適な療養、生活をサポートする事業として「健康生活サービス」、調剤技術を通じて地域医療をサポートする事業として「調剤サービス」、快適な空間づくりをサポートする事業として「環境サービス」、上記以外の中堅中小企業向け情報提供業務として「その他」に事業区分しております。

健康生活サービス

病院関連事業



病院寝具・白衣等のレンタルやリネンサプライ、看護補助、院内物流管理等の医療周辺業務をワンストップで受託し、医療機関の運営をサポートしています。介護福祉施設においても、寝具類のレンタルを中心に同様のサービスを提供しています。

寝具・リネンサプライ事業

ホテルや各種宿泊施設への寝具類のレンタル及びリネンサプライサービスを提供しています。

シルバー事業



高齢者の在宅生活をサポートするのに欠かせない、介護保険制度に基づく介護用品のレンタル・販売、住宅改修サービスを提供しています。

給食事業



医療機関や介護福祉施設等において給食サービスを提供。普通食はもちろん、病状に合わせた治療食やソフト食等、ニーズに合わせて幅広く対応しています。

アクアクララ事業



自社プラントで製造しているおいしいお水“アクアクララ”をご家庭やオフィスにお届けしています。

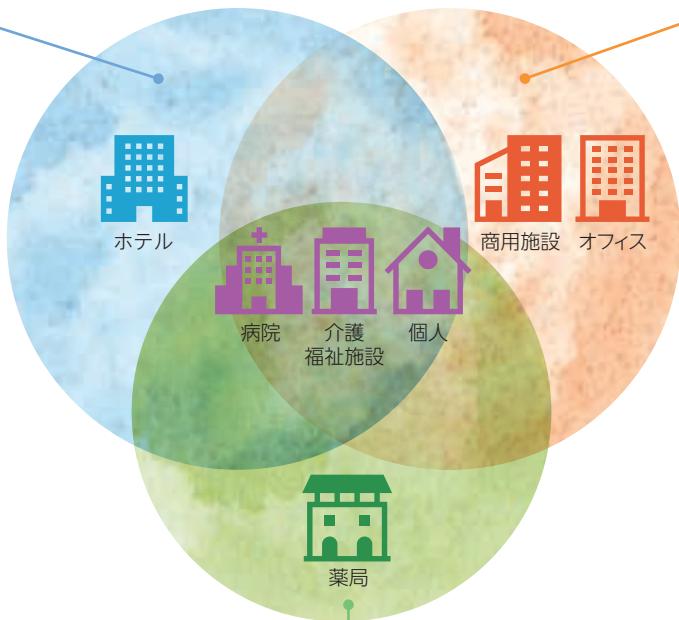
クリーニング設備製造事業



クリーニング工場の省人化や効率化に寄与する、仕上げ工程の機械設備を開発・製造しています。



当社グループのお客様



..... 調剤サービス

調剤薬局事業



医療機関の門前一等地を中心とした調剤専門薬局「たんぼ薬局」を展開。患者宅を訪問して薬の提供を行う在宅調剤にも積極的に取り組み、門前薬局でありながら、身近な「かかりつけ薬局」として地域医療を支えています。

..... 環境サービス

リースキン事業



環境美化用品のレンタルを行う「リースキン」ブランドのフランチャイズチェーンを全国で展開しています。

ビル清掃管理事業



各種施設での清掃や警備業務等、ビルの総合管理を行っています。院内感染防止に寄与する特殊な清掃技術を強みに、医療機関や介護福祉施設でのサービスも展開。

太陽光事業



地球環境に優しい「再生エネルギー」の取り組みとして、自社所有地にメガソーラーを設置し、固定価格買取制度による売電事業を展開しています。

..... その他

情報提供事業

ビジネスレポート、個別調査、小冊子の作成、ビジネス情報サイトの運営等を行っています。

[2] 主要な営業所及び工場

事業区分	売上区分	営業所及び工場	
健康生活サービス	当 社	病院関連事業	本社・羽島本部（岐阜県）、支店及び営業所 5 拠点、工場 5 拠点
		シルバー事業	本社・羽島本部（岐阜県）、支店及び営業所 61 拠点、工場 6 拠点
		寝具・リネンサプライ事業	羽島本部（岐阜県）、支店及び営業所 7 拠点、工場 1 拠点
		その他	アクアクララ事業 支店及び営業所 4 拠点、工場 1 拠点
	子会社	病院関連事業 寝具・リネンサプライ事業	株式会社トーカイ（四国） 本社（香川県）
			株式会社同仁社 本社（福島県）
			株式会社サン・シング東海 本社（岐阜県）
			有限会社山本綿業 本社（三重県）
		シルバー事業	株式会社同仁社 本社（福島県）
		給食事業	トーカイフーズ株式会社 本社（岐阜県）
クリーニング設備製造事業	株式会社プレックス 本社（香川県）		
調剤サービス	子会社	調剤薬局事業	たんぼぼ薬局株式会社 本社（岐阜県）、店舗 138 店
環境サービス	当 社	リースキン事業	羽島本部（岐阜県）、支店及び営業所 9 拠点、工場 1 拠点
		太陽光事業	本社（岐阜県）
		不動産賃貸事業	本社（岐阜県）
	子会社	リースキン事業	株式会社同仁社 本社（福島県）
			大和メンテナンス株式会社 本社（兵庫県）
			株式会社リースキンサポート 本社（岐阜県）
		株式会社サカタ 本社（岐阜県）	
		ビル清掃管理事業	株式会社ティ・アシスト 本社（岐阜県）
株式会社ビルメン 本社（埼玉県）			
不動産賃貸事業	株式会社ビルメン 本社（埼玉県）		
太陽光事業	九州メガソーラー株式会社 本社（岐阜県）		
その他	子会社	情報提供事業	株式会社日本情報マート 本社（東京都）



[3] 重要な親会社及び子会社の状況

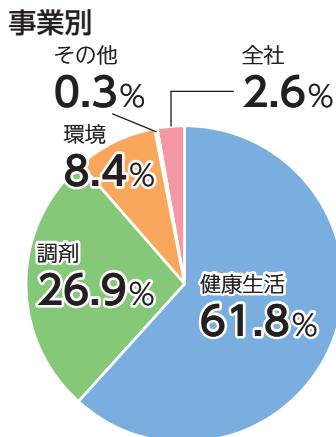
- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の所有割合		主要な事業内容
	百万円		%	
株式会社トーカイ（四国）	56	100.0		病院関連事業及び寝具・リネンサプライ事業
株式会社プレックス	20	100.0	(100.0)	クリーニング設備の製造及び販売
株式会社同仁社	200	90.7		病院関連事業、寝具・リネンサプライ事業、シルバー事業及びリースキン事業
トーカイフーズ株式会社	12	100.0		病院給食事業
株式会社サン・シング東海	100	51.0		布団製造
有限会社山本綿業	53	100.0		寝具・リネンサプライ事業
たんぼぼ薬局株式会社	693	100.0		調剤薬局事業
株式会社ティ・アシスト	10	100.0		ビル清掃管理事業
株式会社ビルメン	30	100.0	(100.0)	ビル清掃管理事業
大和メンテナンス株式会社	10	100.0		リースキン事業
株式会社リースキンサポート	30	100.0		マット・モップ等の配送及び交換
株式会社サカタ	50	100.0		モップ・ロールタオルの製造
九州メガソーラー株式会社	67	100.0		太陽光を活用した売電事業
株式会社日本情報マート	30	99.7		中堅中小企業向け経営コンテンツ提供事業

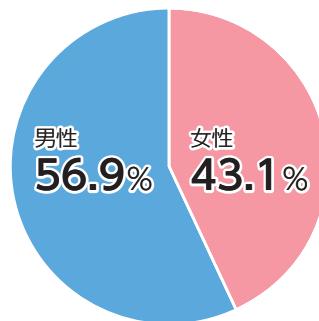
- (注) 1. 議決権の所有割合は間接保有分を含めており、() 内は内書で間接保有分であります。
2. 株式会社トーカイ（本社：香川県高松市）は、商号が当社と同一のため、株式会社トーカイ（四国）と表記しております。
3. 株式会社リネンワンは、2020年4月1日付で、株式会社トーカイ（四国）を存続会社とする吸収合併により、消滅いたしました。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。
 - ④ 親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等の内容
該当事項はありません。

[4] 従業員の状況

企業集団の従業員の状況



男女別



事業セグメントの名称	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減
健康生活サービス	2,309 [2,950]	94名 (4.2%)
調剤サービス	1,003 [147]	52名 (5.5%)
環境サービス	315 [1,319]	10名 (3.3%)
その他	11 [1]	△5名 (△31.3%)
全社 (共通)	98 [10]	2名 (2.1%)
合計	3,736 [4,427]	153名 (4.3%)

	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減
男性	2,125	70名 (3.4%)
女性	1,611	83名 (5.4%)
合計	3,736	153名 (4.3%)

(注) 1. 従業員数は、当連結会計年度末の就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は、[] 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

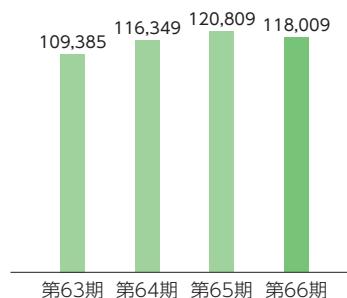


[5] 財産及び損益の状況の推移

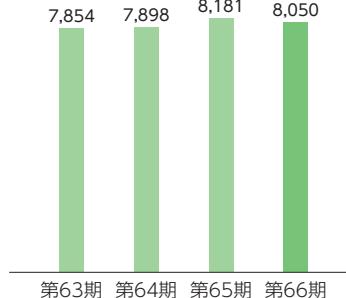
区 分	第63期 2018年3月期	第64期 2019年3月期	第65期 2020年3月期	第66期 2021年3月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	109,385	116,349	120,809	118,009
経常利益 (百万円)	7,854	7,898	8,181	8,050
親会社株主に 帰属する当期純利益 (百万円)	5,568	5,026	5,255	5,481
1株当たり当期純利益 (円)	154.67	139.61	146.59	153.96
総資産額 (百万円)	92,237	95,631	97,031	102,180
純資産額 (百万円)	62,565	66,076	68,821	73,878
1株当たり純資産額 (円)	1,710.14	1,823.99	1,920.42	2,065.02
自己資本比率 (%)	66.7	68.7	70.5	71.8
(ご参考)				
設備投資 (百万円)	3,592	2,625	3,652	3,414
減価償却 (百万円)	3,272	3,424	3,311	3,553
従業員数 (人)	3,328	3,475	3,583	3,736
1株当たり配当金 (円)	30.0	30.0	30.0	30.0
配当性向 (%)	19.4	21.5	20.5	19.5
ROE (%)	9.4	7.9	7.8	7.7
ROA (%)	8.9	8.4	8.5	8.1
ROIC (%)	8.4	7.4	7.7	6.8

- (注) 1. 2021年3月期(当連結会計年度)の状況につきましては、22頁から24頁の「[6] 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 当社は、2018年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第63期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり配当金を算定しております。
3. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第64期の期首から適用しており、第63期の数値については、当該会計基準を遡って適用した場合の数値となっております。

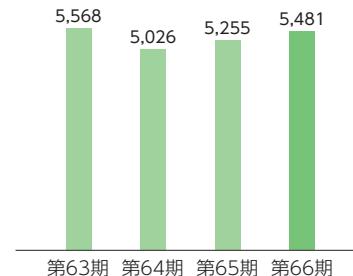
売上高 (百万円)



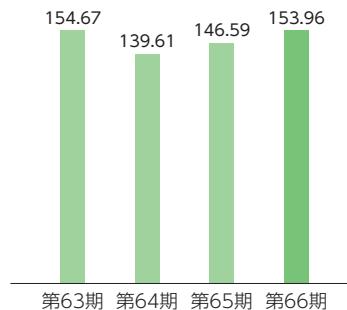
経常利益 (百万円)



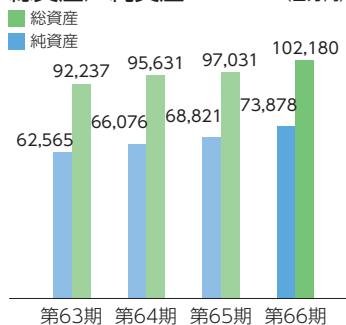
親会社株主に帰属する
当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円)



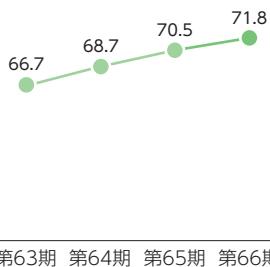
総資産／純資産 (百万円)



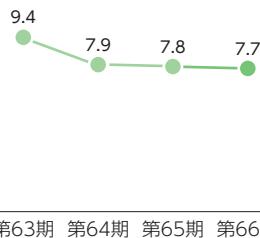
1株当たり純資産 (円)



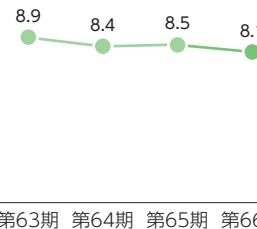
自己資本比率 (%)



ROE (%)



ROA (%)





[6] 事業の経過及びその成果

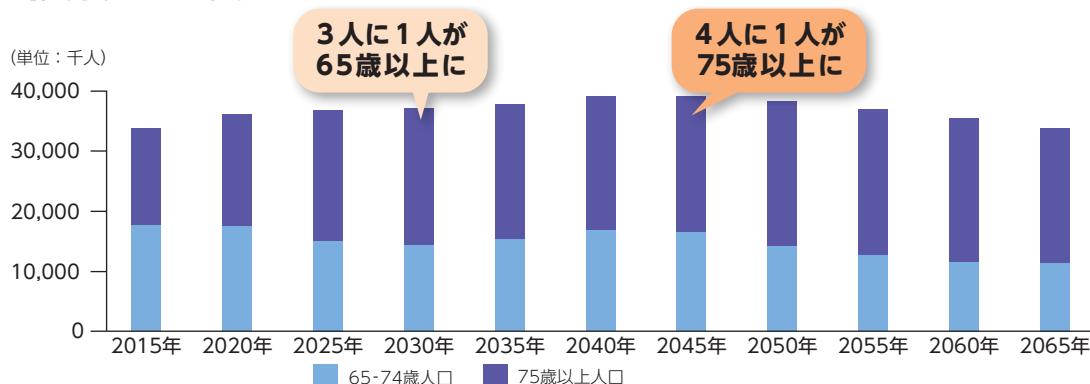
国の社会保障制度改革により、超高齢社会の医療・介護ニーズに合わせたサービス提供体制の再構築、地域包括ケアシステムの構築、在宅サービスの充実等が段階的に進められており、医療・介護業界は大きな転換期を迎えております。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会生活の制限が断続的に続いており、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

当社グループにおいては、「清潔と健康」に関わるサービス事業者として、感染防止の対策を徹底しながら事業を継続することで、社会的使命を果たすと共に、従業員やその家族の罹患防止・安全確保を行っております。

このような状況下、当連結会計年度における当社グループの経営成績については、売上高1,180億9百万円（前年同期比27億99百万円減、2.3%減）、営業利益72億94百万円（前年同期比6億13百万円減、7.8%減）、経常利益80億50百万円（前年同期比1億31百万円減、1.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益54億81百万円（前年同期比2億26百万円増、4.3%増）となりました。

（ご参考）高齢者人口の推移



(注) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（出生中位・死亡中位）2017推計」をもとに当社作成。

セグメント別状況



健康生活 サービス

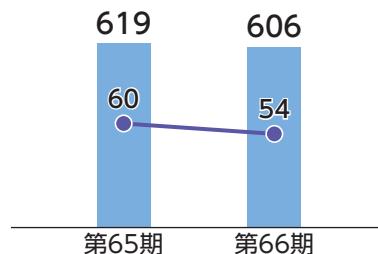
売上高 606億 31百万円 (前年同期比 2.1%減)

営業利益 54億 3百万円 (前年同期比 11.1%減)

新型コロナウイルス感染拡大に伴いホテル・旅館の稼働率が低下したことによる寝具・リネンサプライ事業及びクリーニング設備製造事業への影響等により、当連結会計年度は、前年同期比減収減益となりました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を特に大きく受けた上半期は、売上・利益ともに前年同期を下回ったものの、年間を通して好調に推移したシルバー事業の介護用品レンタルや、病院関連事業の戦略商品である「入院セット」[ネクサージ]の貢献により、下半期は売上・利益ともに前年同期を上回りました。

■ 売上高 ● 営業利益 (単位:億円)



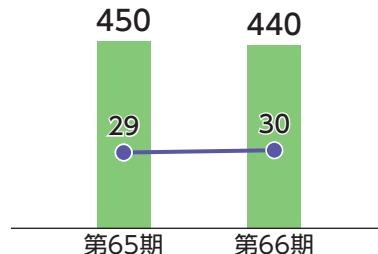
調剤 サービス

売上高 440億 98百万円 (前年同期比 2.1%減)

営業利益 30億 6百万円 (前年同期比 3.0%増)

当期7店舗の出店及び2店舗の閉店により、138店舗の事業展開となりました。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、長期処方が増加したことにより処方箋単価は上昇したものの、患者の受診控えや医療機関の外来診療縮小等により処方箋枚数が減少し、前年同期比減収となりました。利益面につきましては、技術料売上の減少に伴い利益が減少したものの、売上原価及び販管費の低減に努めた結果、前年同期比増益となりました。

■ 売上高 ● 営業利益 (単位:億円)

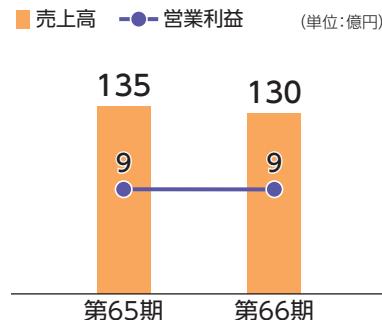




環境 サービス

売上高	130億 72百万円	(前年同期比)	3.9%減
営業利益	9億 44百万円	(前年同期比)	2.4%減

感染症対策需要により病院清掃を中心に清掃事業が好調に推移し、リースキン事業においても衛生関連商品の売上が伸長しました。しかしながら、リースキン事業の取引先である飲食店等の業況悪化の影響は大きく、前年同期比減収となりました。利益面につきましては、売上原価及び販管費の低減に努めたものの、売上減少に伴う利益減等により、前年同期を僅かに下回りました。



(ご参考) 新型コロナウイルス感染症の影響について

当社グループにおいては、ホテルや旅館の稼働率が低下したことにより寝具・リネンサプライ事業やクリーニング設備製造事業が大きな影響を受けたほか、受診控えや医療機関の外来診療縮小等により処方箋受付枚数が減少した調剤薬局事業、緊急事態宣言下において飲食店等の業況悪化の影響を受けたリースキン事業など、新型コロナウイルス感染症の流行拡大は複数の事業にわたって影響を及ぼしました。

一方、社会の感染管理意識が高まるなかで、感染防止に寄与する清掃サービスやリースキンの衛生関連商品のニーズが増加したほか、「入院セット」や「ネクサージ」など感染症対応に追われる医療機関の環境変化に応えるサービスも堅調に推移いたしました。

引き続き、当社グループの長年のテーマである「清潔と健康」に関わるサービスの提供を通じて社会課題の解決に貢献するとともに、持続的な成長の実現と更なる企業価値の向上に努めてまいります。

[7] 対処すべき課題

「清潔と健康」に関わる幅広い事業を展開する当社グループにおいては、サービスを通じて継続的かつ安定的に「安全・安心」を提供することが社会的な使命であると考え、事業活動を行っております。

こうしたなか、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行拡大により、既存のビジネスモデルやこれまでの企業活動の在り方を見直し、新様式に適應できる企業へと進化・変容していくことが求められるようになっております。

あらためて当社グループを取り巻く環境において対処すべき課題をみた場合、医療・介護の基盤を支える事業を中心に展開する当社グループにおいては、安定的なサービス提供を通じて社会的な責任を果たしていくとともに、グループの経営資源を有機的に活用しながら新たな価値創造を図り、持続的な成長を図っていくことが重要な経営課題であると認識しております。

この課題に対応するため、当社グループでは以下の項目について重点的に取り組んでまいります。

① 社会やお客様のニーズに適應したサービスの追求

医療と介護の分野を中心に「清潔と健康」に関わる幅広い事業を展開している強みを活かし、グループ間及び事業間の有機的な連携をさらに強化し、社会や生活様式の変化、お客様やご利用者様のニーズに対応した当社グループならではの新しい付加価値、医療・介護・環境分野の新しいサービス創出を追求してまいります。

② 企業活動とデジタルの融合による効率化及び競争力強化

既存の業務や事業運営において、デジタルを活用した効率化や生産性向上が企業活動の前提となっている現在、その取り組みを企業活動の変革や競争力強化につなげる「DX」により具現化していくことが求められています。当社グループにおいても、企業活動とデジタルの融合に向け、システム投資やDXの推進を積極的に進め、業務効率化や生産性向上、新たなビジネスモデルの創出等を図ることで、競争力を一層強化し、持続的な成長を志向できる企業活動の基盤を再構築してまいります。

③ 「人的資本」の強化

お客様に「清潔と健康」に関わる安全・安心なサービスを提供する当社グループにおいては、現業に従事する従業員一人ひとりの存在が経営の根幹をなす重要な資本であり、当社グループの付加価値創出につながる最大の強みと考えております。国内の労働力人口が減少するなかで、多様な人材が活躍できる労働環境・働き方の整備、積極的な採用活動、専門性を高める人材育成・教育に注力することで、より高品質なサービス提供を可能にする「人的資本」の強化に引き続き努めてまいります。



[8] 設備投資等の状況

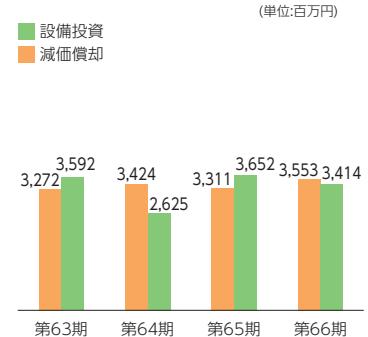
当連結会計年度の設備投資額は34億14百万円となりました。当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・当 社
 - 介護用レンタル資産の取得
 - クリーニング設備の更新
 - システム導入・更改
- ・連結子会社
 - たんぼぼ薬局株式会社
 - 新規出店舗等の取得
 - 調剤関連器具及び店舗備品

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設・拡充

- ・当 社
 - 介護用レンタル資産の取得
 - クリーニング設備の更新
 - システム導入・更改
- ・連結子会社
 - たんぼぼ薬局株式会社
 - 新規出店舗等の取得
 - 調剤関連器具及び店舗備品



[9] 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

[10] 当社の主要な借入先

借入先	借入残高 (百万円)
たんぼぼ薬局株式会社	4,600
株式会社大垣共立銀行	436
株式会社十六銀行	416
株式会社三菱UFJ銀行	406
株式会社北陸銀行	259
株式会社みずほ銀行	130

[11] 事業の譲渡、他の会社の事業の譲受け、合併等企業再編行為等
特記すべき事項はありません。

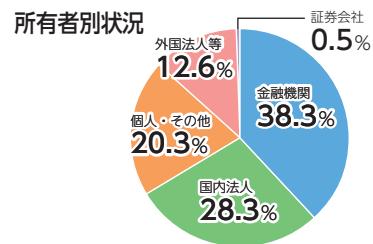
[12] その他の企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

[1] 発行可能株式総数 114,000,000株

[2] 発行済株式の総数 35,538,107株
(自己株式503,239株を除く。)

[3] 株主数 3,388名



[4] 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社小野木興産	5,640	15.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,777	5.00
株式会社大垣共立銀行	1,420	3.99
株式会社十六銀行	1,410	3.96
岐阜信用金庫	1,344	3.78
株式会社三菱UFJ銀行	1,339	3.77
トーカイ共友会	1,324	3.72
小野木孝二	1,118	3.14
株式会社北陸銀行	1,051	2.95
トーカイ従業員持株会	898	2.52

（注） 持株比率は自己株式（503,239株）を控除して計算し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。



[5] 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	10,275	7
監査等委員である取締役	-	0

(注) 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、32頁から34頁の「 [3] 取締役の報酬等 ④非金銭報酬等の内容 a. 譲渡制限付株式報酬」に記載のとおりであります。

[6] その他株式に関する重要な事項

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主への利益還元を目的として、2021年2月5日開催の取締役会において、自己株式を取得することを決議いたしました。

なお、取得株数の上限は60万株、取得価額の上限は1,000百万円、取得期間は2021年2月8日から2021年12月23日までとなります。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

[1] 取締役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
小野木 孝二	代表取締役社長	株式会社トーカイ（四国）代表取締役会長 株式会社サン・シング東海代表取締役会長 株式会社日本情報マート代表取締役会長 公益財団法人小野木科学技術振興財団理事長 一般社団法人日本福祉用具供給協会理事長 一般社団法人日本病院寝具協会理事長
臼井 忠彦	代表取締役副社長	管理統括
白木 元朗	専務取締役	中国・四国リネンサプライ担当 株式会社トーカイ（四国）代表取締役社長
浅井 利明	専務取締役	営業統括
広瀬 章義	取締役	L.E.C.事業本部長 株式会社サカタ代表取締役社長
松野 英子	取締役	調剤事業担当 たんぽぽ薬局株式会社代表取締役社長
村木 利光	取締役	病院関連事業本部長
堀江 範人	取締役 (監査等委員)	堀江ビル有限会社代表取締役
川添 衆	取締役 (監査等委員)	—
宇野 裕	取締役 (監査等委員)	株式会社ひつじ企画代表取締役社長

(注) 1. 当事業年度及び当事業年度末後の取締役の異動等

- ① 代表取締役社長小野木孝二氏は、2020年6月18日付で、株式会社日本情報マート代表取締役会長に就任いたしました。
- ② 代表取締役専務臼井忠彦氏は、2020年6月26日開催の第65回定時株主総会終了後の取締役会において、代表取締役副社長に選定され、就任いたしました。
- ③ 専務取締役白木元朗氏は、2020年4月1日付で、営業統括兼事業開発本部長から営業統括に、同年6月26日付で、営業統括から中国・四国リネンサプライ担当に担当が変更となっております。また、同年6月19日付で、株式会社トーカイ（四国）代表取締役社長に就任いたしました。



- ④ 常務取締役浅井利明氏は、2020年6月26日開催の第65回定時株主総会終了後の取締役会において、専務取締役に選定され、就任し、同日付で、病院関連事業本部長から営業統括に担当が変更となっております。
 - ⑤ 村木利光氏は、2020年6月26日開催の第65回定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任し、同日付で、シルバー事業本部長から病院関連事業本部長に担当が変更となっております。また、同年6月15日付で、ゆうえる株式会社代表取締役社長を退任いたしました。
 - ⑥ 監査等委員である取締役堀江範人氏は、2020年10月20日付で、堀江ビル有限会社代表取締役に就任いたしました。
2. 監査等委員である取締役川添衆及び宇野裕の両氏は社外取締役であります。なお、当社は両氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
 3. 監査等委員である取締役川添衆氏は、2016年12月までライオン株式会社執行役員、2017年12月までライオンハイジーン株式会社代表取締役社長の役職にあり、当社と2社との間に取引があります。取引内容は、当社工場等にて使用する衣類用洗浄剤、衛生用品等の購入等であり、当社売上原価に占める2社の取引金額の割合は、2021年3月期において0.2%未満と僅少であります。また、2社の売上高に占める取引金額の割合は、2020年12月期においてライオン株式会社は0.1%未満、ライオンハイジーン株式会社は0.4%未満と僅少であります。
 4. 監査等委員である取締役堀江範人氏は、長年にわたり経営幹部として当社の経営に携わり、また経理担当役員を務めたこと等から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 社内における効率的な情報収集・情報共有、内部監査部門及び会計監査人との十分な連携等を通じ、当社監査等委員会の監査・監督機能の強化を図るために、社内事情に精通した堀江範人氏を常勤監査等委員として選定しております。

[2] 責任限定契約の内容の概要

当社は、各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を締結しております。

[3] 取締役の報酬等

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

a. 基本方針

当社は、役員報酬制度をコーポレート・ガバナンスにおける重要事項と位置付け、取締役会において、取締役報酬の基本方針を以下のとおり定め、本基本方針に基づき取締役報酬制度を設計、決定しております。

1. 持続的な業績及び企業価値向上の動機付けにつながるものであること
2. 優秀な人材を確保・登用できる水準と設計であること
3. 株主をはじめとしたステークホルダーにとって、客観性や合理性のある設計であること

b. 報酬構成

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬は、月額固定報酬としての「基本報酬」、年次の短期業績連動報酬としての「賞与」、中長期インセンティブ報酬としての「譲渡制限付株式報酬」、退任時に支給する「退職慰労金」及び社宅提供時に会社が負担する非金銭報酬等としての「社宅会社負担金」で構成されております。

・月額固定報酬としての「基本報酬」は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の所管業務、連結経営に対する貢献及び責任等を勘案し、役位毎に定めた基準に基づき決定し、毎月支給いたします。

・年次の短期業績連動報酬としての「賞与」は、役位毎に定めた当該事業年度の業績に関する指標（連結売上高、連結当期純利益及び部門業績（売上高・経常利益））を基に、定性的な個人評価を加味した上で決定し、毎年、事業年度終了後の一定の時期に支給いたします。

・中長期インセンティブ報酬としての「譲渡制限付株式報酬」は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、その責任と役割を勘案して役位毎に定めた金銭報酬債権の額に応じ、毎年、事業年度終了後の一定の時期に、当社株式を交付いたします。

・退任時に支給する「退職慰労金」は、在任期間中の功労に報いるために、株主総会の承認を得たうえで、支給いたします。

・社宅提供時に会社が負担する非金銭報酬等としての「社宅会社負担金」は、当社が支払う賃料等の合計額と、当社社内規程に基づき取締役が負担する額との差額とし、毎月取締役に支給する基本報酬から、当該取締役負担額を控除いたします。

c. 報酬等の支給割合

基本報酬（月額固定報酬）、賞与（年次の短期業績連動報酬）及び譲渡制限付株式報酬（中長期インセンティブ報酬）の支給割合は、概ね6：2：2を目安とし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）ごとの報酬の構成割合は、当社グループの持続的な企業価値向上や成長に



対する職責及び職務の質・量に応じて決定いたします。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容については、経営の監督機能を担う独立社外取締役の助言及び関与の機会を設けた上で、取締役会の委任を受けた代表取締役社長が取締役報酬等の決定方針、決定方法等を定めた社内規程等一定の基準に基づき決定していることから、当社の決定方針に沿うものであると判断しております。

e. 取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項

取締役会の委任を受けた代表取締役社長小野木孝二氏が、当社社内規程等一定の基準に基づき、取締役会で決議した報酬枠の範囲内において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の基本報酬（月額固定報酬）及び賞与（年次の短期業績連動報酬）の額を決定しておりますが、当社グループ全体の事業方針、業績等を総合的に勘案し、これらに対する各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責及び担当、寄与度や業績達成度等の評価を行うには、当社グループの業務執行全般を統括する代表取締役社長が決定することが適切であると考えております。

② 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

監査等委員である取締役に対する報酬は、月額固定報酬としての「基本報酬」のみで構成されており、監査等委員である取締役の各人別の基本報酬の額は、2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において決議いただきました金銭報酬枠の範囲内において、各自が担当する職務の質及び量に応じて、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

③ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、単年度の業績に連動した年次の短期業績連動報酬として、賞与を支給しております。

各人別の賞与の額は、役位別賞与基準額及び業績連動指標を基に、定性的な個人評価を加味した上で決定しており、当社の業績及び企業価値の向上並びに株主及び投資家の皆様との価値共有の観点から、該当事業年度におけるa)連結売上高、b)連結当期純利益及びb)c)部門業績（売上高・経常利益）を業績連動指標として採用しております。

上記a)及びb)の実績は20頁の「[5] 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。なお、上記c)の計画値及び実績値は対外的に公表しておりませんが、賞与支給額の算出にあたり使用した当事業年度の部門業績（売上高・経常利益）の平均達成率は約96.4%となりました。

④ 非金銭報酬等の内容

a. 譲渡制限付株式報酬

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役（監査等委員である取締役及び社外

取締役を除く。以下「対象取締役」という。) に対して、譲渡制限付株式報酬を支給していません。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は、2020年6月26日開催の第65回定時株主総会において決議いただきました金銭報酬債権の総額及び割当株式総数の上限の範囲内において、取締役会において決定することとし、対象取締役は、当該取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の発行又は処分を受けるものとします。ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整いたします。

1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。



(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

b. 非金銭報酬等としての社宅会社負担金

当社は、業務上の理由により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が転居することに伴い必要となる場合には、当該取締役に対して社宅を提供するものとし、当社が賃貸人に支払う賃料等の合計額と、当該取締役が当社に支払う社宅の利用の対価（以下「自己負担額」という。）との差額を、非金銭報酬等（以下「社宅会社負担金」という。）として取り扱っております。

社宅会社負担金は、2009年6月26日開催の第54回定時株主総会において決議いただきました非金銭報酬の総額の範囲内で支給するものとし、当該取締役の自己負担額は、当社社内規程に基づき、当該取締役に対して毎月支給する基本報酬から控除しております。

⑤ 取締役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬		非金銭報酬等	
		固定報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員である 取締役を除く。）	160	113	28	18	7
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	20 (12)	20 (12)	-	-	3 (2)

(注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名であります。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第65回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬の額を年額90百万円以内、

株式数の上限を8万株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名であります。

以上の金銭報酬及び譲渡制限付株式報酬とは別枠で、2009年6月26日開催の第54回定時株主総会において、業務上の理由により取締役が転居することに伴う社宅提供時に当社が負担する非金銭報酬等の額を、取締役1名あたり月額20万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名であります。

2. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の支給額には、当事業年度中に役員賞与引当金繰入額として費用処理した28百万円及び当事業年度中に役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した10百万円を含んでおります。

[4] 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役宇野裕氏は、株式会社ひつじ企画の代表取締役社長を兼務しておりますが、兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	川添 衆	<p>当事業年度開催の取締役会17回のうち全て、また、監査等委員会14回のうち全てに出席し、経営者としての高い見識及び当社事業領域における豊富なご経験を基に、PMI評価、投資効率、リスクなどに関し積極的な助言を行うとともに、株主・投資家目線を踏まえた意見を述べております。</p> <p>また、監査等委員会における意見陳述権の適切な運用・行使を通じ、指名・報酬への関与・助言を行うことで、経営の監督機能を発揮しました。そのほか当社における業務執行の監督に加え、グループ役員との面談や主要子会社の視察等、経営全般の監督機能を発揮しました。</p>
取締役 (監査等委員)	宇野 裕	<p>当事業年度開催の取締役会17回のうち全て、また、監査等委員会14回のうち全てに出席し、長年にわたる公職の経験及び健康生活分野における専門的知見を基に、当社グループのビジネスモデルに関し積極的な助言を行うとともに、管理体制等に対する発言を行っております。</p> <p>また、監査等委員会における意見陳述権の適切な運用・行使を通じ、指名・報酬への関与・助言を行うことで、経営の監督機能を発揮しました。そのほか当社における業務執行の監督に加え、グループ役員との面談や主要子会社の視察等、経営全般の監督機能を発揮しました。</p>



- ③ 子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

[1] 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

[2] 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

[3] 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等
38百万円
- ② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人に対する上記報酬等の額について、会計監査人から監査計画（監査方針、監査体制、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び見積報酬額について前期の実績と比較、関係部門（経理本部）等からの情報、評価を踏まえ検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

[4] 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、当該会計監査人が、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

[1] 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムを以下のとおり整備しております。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役及び従業員は、法令遵守・企業倫理の徹底を目的に制定された「トリーカグループ コンプライアンスマニュアル」に従う。

当社グループの取締役及び従業員は、コンプライアンス意識の向上に向けた研修、教育等を通じ、高い企業倫理を身につけるよう努めるほか、法令及び定款に適合するように整備された社内規程や組織に基づき職務執行を行う。

当社グループの取締役及び従業員の職務執行状況のモニタリングについては、独立した内部監査部門が監査等委員会等との連携を図り当社グループ全体の監査を実施する。

また、当社グループは、従業員が直接情報提供を行うための内部通報制度を整備し、適切な対応をとる。その際当社グループは、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループの取締役の職務執行に係る情報は、法令及び文書取扱規程等に基づき、適切に保存及び管理する。

③ 当社及び当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社グループの取締役及び従業員は、リスク管理のために、リスク管理基本規程を整備し、経営を取り巻く各種リスクを抽出・分析し、重点管理項目を設定・検証する。これらのリスクの管理の対応にあたって、グループ横断のリスク管理と情報共有のための委員会を設置し、リスク発生の未然防止に努める。損失の危機が顕在化した際には、迅速に対応するための組織を設置し、被害の拡大を防止する。

また、当社は、監査等委員会及び内部監査部門において、定期的内部監査を行い、損失の危機の発生を防止し、リスク管理体制をチェックする。



- ④ **当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
当社グループは、事業の内容に応じて、事業本部制、子会社制を導入し、各事業の状況に応じた的確で迅速な意思決定を促進する。
また、当社では執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化及び責任体制の明確化を図るほか、取締役、執行役員及び重要な子会社の代表取締役で構成する役員会を、原則として月2回開催し、迅速な意思決定と業務の効率性を確保する。
- ⑤ **当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
当社グループ共通の経営理念として、「トーカイ憲章」を制定し、当社グループの健全な内部統制環境の醸成を図る。
当社グループは、関係会社管理規程を整備し、グループにおける報告管理体制を整備するとともに、重要な子会社の代表取締役と、子会社各社に配置される親会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は執行役員に対し、業務の適正を確保するうえで必要なコンプライアンス遵守とリスク管理体制についての権限と責任を与え、当社の監査等委員会及び内部監査部門がこれを補佐する。一定の役職者以上で構成されるグループ全体会議を定期的で開催し、報告・協議の体制を整備することで企業集団における業務の適正を確保する。
- ⑥ **当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
当社は、子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、社内規程に基づき、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、当社の事業管理関連部門等が子会社から事業計画等の報告を定期的な受け、業務の適正性を確認する。
- ⑦ **監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**
当社は、監査等委員会の職務を補助するために、監査等委員会事務局を設置する。
- ⑧ **監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査等委員会の補助者は、監査等委員会の指揮命令に服し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び当該従業員の属する組織の上長の指揮命令系統から外れる。監査等委員会の補助者が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び当該従業員の上長からの指揮命令を受けないことを社内規程に明記するなど、当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の職務補助に係る指示の実効性の確保に努める。

⑨ **当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制**

当社グループの取締役（当社の取締役については、監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに当社子会社の監査役は、当社監査等委員会が選定した監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実について発見した場合には、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。

⑩ **監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

⑪ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に関し、独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を当該監査等委員のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、必要な予算措置を講じるものとする。

⑫ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員は、②により保管する情報を、必要に応じ、閲覧できる。また、監査等委員は、必要に応じ、役員会及び事業部会議等の重要な会議に同席でき、意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

監査等委員会は、内部監査部門の責任者から、監査の実施状況及び業務遂行の報告を受けることができる。また、管理部門担当取締役及び会計監査人から、当社グループの状況について定期的に報告を受ける。

⑬ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社グループは、財務報告の信頼性を確保する体制の整備と運用に関する基本的な事項を規定した「財務報告に係る内部統制に関する基本方針（内部統制基本方針）」に基づき、内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの整備・運用を行う。また、当社グループは、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。



⑭ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係遮断については、基本的な考え方を「トーカイグループ コンプライアスマニュアル」に明記するとともに、自治体（都道府県）が制定した暴力団排除条例の遵守に努め、社会的責任及び企業防衛の観点から毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。事案の発生時には、警察や弁護士などの外部専門機関と綿密に連携をとり、反社会的勢力対応規程に基づき組織全体として速やかに対処する。

[2] 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンスに関する取組み状況

「トーカイグループ コンプライアスマニュアル」の精神に則り、役員及び従業員を対象とした教育・研修、グループ社内報を通じた定期的な啓蒙活動を行うことにより、グループ全体での継続的なコンプライアンス意識の向上に努めております。

当社グループでは、グループ全体のコンプライアンスへの取組みや問題点について、原則、四半期に一度開催されるコンプライアンス委員会において共有・確認をしており、グループ全体のコンプライアンス体制の強化に努めております。

発生したコンプライアンス事案又は内部監査部門の監査により指摘・助言等があった事案については、コンプライアンス委員会における審議や監査等委員会からの指摘・助言等を基に、担当役員・担当部門を中心に規程・マニュアル等の改訂や業務フローの見直し、従業員への周知徹底を行うなど、同種事案の再発・未然防止策を講じたほか、グループ全体で横展開を図り、財務報告の信頼性向上、資産保全の強化に努めました。

特に当事業年度においては、2020年6月のパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）施行に伴い、ハラスメント指針（厚労省告示）に合わせた「トーカイグループ コンプライアスマニュアル」の改訂を行ったほか、グループ社内報を通じてパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント防止の啓蒙を行い、「しない、させない、見過ごさない」明るい職場づくりに取り組みました。また、紙帳票の電子化をはじめとするDX推進活動を開始し、デジタル化による業務効率化に加え、チェック機能の強化、規程逸脱行為の排除等により内部管理体制の強化に努めております。

② 職務執行の適正性及び効率性確保並びに当社グループ会社の経営管理に関する取組み状況

当事業年度において、取締役（監査等委員である社外取締役を除く。）、執行役員及び重要な子会社の代表取締役で構成される役員会を24回開催し、迅速な意思決定と業務の効率化を図りました。また、グループ全体会議を3回開催し、当社グループ各社における業務の執行状況を報告・協議することにより、グループ全体の業務の適正確保に努めました。

③ 損失の危機の管理に関する取組み状況

当社グループは、リスク管理（リスクの顕在化を予防する未然防止活動）を実行するため、各社・各事業本部における自律的統制に加え、主管部門等による監視、内部監査室による監査等により、リスク管理体制の適切性・有効性を確保しております。

当社グループでは、毎期、経営を取り巻く各種リスクを抽出・分析し、重点管理項目を策定・検証・評価することにより、リスクの把握・発生の未然防止に継続的に取り組んでおります。当事業年度においても、期初に設定した重点管理項目の評価を期中・期末に実施したほか、リスク管理委員会・取締役会において検証・評価等を行い、グループ全体での危機管理体制の強化に努めました。

④ 監査等委員会の活動状況

当社グループにおける監査等委員会監査は、法令又は定款もしくは「監査等委員会規程」に定める事項のほか、「監査等委員会監査等基準」及び「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に則り実施し、企業集団の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える企業統治体制の確立に資することを目的としております。

常勤の監査等委員である取締役は、各種重要会議への出席、保存文書・情報の閲覧、代表取締役・取締役（子会社を含む）・執行役員及び子会社の監査役との面談、各事業部・各子会社の往査等、積極的な情報収集・意見交換を通じて効果的な職務執行確保に努めており、その内容は、社外取締役にも適時共有をしております。さらには、独立した客観的な立場に基づく情報・認識共有を行うため、監査等委員である社外取締役のみを構成員とする会合を開催しております。

当事業年度は、監査等委員会が14回開催され、法定事項のほか、当社グループ全体の監査・ガバナンス等に関する重要事項につき審議・協議・決定するとともに必要な情報交換を行いました。主な検討事項としては、内部統制システムの整備・運用状況、重点監査項目、会計監査人監査の相当性、コンプライアンス事案の検証であり、必要に応じ担当役員・担当部門に対し、指摘・助言を行いました。



7 会社の支配に関する基本方針

[1] 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者（以下「方針決定を支配する者」といいます。）の在り方について、基本的には、株主の皆様の自由な判断に基づいた当社株式の自由な取引を通じて決定されるべきものであると考えており、上場企業として多様な投資家の皆様に株主となっていただき、そのさまざまな意見を当社の財務及び事業の方針の決定に反映させることが望ましいと考えております。

もっとも、わが国の資本市場においては、経営陣の同意なく、会社支配権の取得を意図した株式の大量買付行為が少なからずあり、このような買付行為の中には、当社及び当社グループの顧客、取引先、地域社会及び従業員等ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、株主の皆様に十分な判断の時間や判断の材料を与えないもの等、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する買付行為も想定されます。

当社は、このような買付行為を行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主の皆様からのさまざまな意見を当社の財務及び事業の方針の決定に反映させようとするにあたって望ましくないものと考えております。

[2] 基本方針に関する取組み

当社は、以下のような取組みにより当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させることが、多様な投資家の皆様からの当社への投資につながり、結果的に、基本方針の実現に資するものと考え、これらの取組みを実施しております。

① 事業特性及び事業の根幹に対する認識

当社は、1955年の創業時から快適な職場環境や住空間の創造、人々の健康の増進や福祉の向上に資することを目的に、社会に貢献できる企業を目指し60年以上にわたってさまざまな事業を展開してまいりました。

現在では、医療機関や介護福祉施設等比較的体力が弱い方々が多く集まる場所で、各種の事業を展開しており、「衛生管理のプロ」としてその専門的な知識と経験を活かし、お客様にとって安心かつ安全なサービスの提供を心がけております。

このように、当社では事業の現場を最優先に考え、そこからお客様のニーズを的確にとらえて提供することで、当社のプレゼンスを向上させ、ひいては当社グループの持続的な企業価値の向上に努めております。

② 顧客との連携及び協力体制

当社グループでは数多くの医療機関や介護福祉施設からさまざまな業務を受託しており、そのような機関や施設と一体となってその運営に携わっております。

介護用品の貸与事業におきましても、全国に73ある介護保険指定事業者としての拠点（2021年3月末現在）を通じ、ケアマネジャーの方々の信頼の下、ご利用者様に介護用品を貸与しております。そして、調剤薬局事業では、中部地区を中心に138店舗（2021年3月末現在）を展開し、医療機関との緊密な連携を背景にして多くの患者の皆様にご提供させていただいております。さらに、環境サービスを構成するリースキン事業でも、全国に1,100社を超える地方本部・代理店を有するフランチャイズ網（2021年3月末現在）を築いております。

このような医療機関及び介護福祉施設や代理店との信頼関係は長い時間をかけて醸成してきたものであり、当社事業の根幹をなすものと考えております。

③ 事業環境に対する取組み

高齢者人口の増加を背景に医療に対する支出が増加し続け、国家財政にとって大きな問題となっており、厚生労働省は医療や介護にかかる費用を削減するために、法律や制度の改正を重ね、当社グループを取り巻く環境は厳しいといわざるを得ません。



そこで、当社グループでは、医療機関や介護福祉施設から多様な業務を受託することにより、このような収益環境の土台をなす法制度改正の荒波を乗り越えております。つまり、一つひとつの事業を独立させるのではなく、複数の事業を有機的に結合させてサービスを提供することにより、当社グループの強みを際立たせ、ひいては企業価値の向上及び株主共同の利益の向上を図っております。

④ さまざまなステークホルダーとの緊密な関係

当社では、株主の皆様、顧客、取引先や従業員等さまざまな関係者からの、当社グループの事業特性へのご理解と事業そのものに対してのご協力を支えられて、これまで企業価値を高めるとともに、株主の皆様の共同利益の確保・向上に努めてまいりました。

この長年にわたって築いてきた協力体制を維持・発展させることをベースに、当社グループの事業の運営を進めることが極めて重要であると認識しております。

従いまして、引き続きこの協力体制を継続していくことが、当社グループの企業価値を最大化し、かつ株主共同の利益に資すると確信いたしております。

[3] 当社の取組みが、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

[2] の取組みは、いずれも、究極的には、当社株主共同の利益及び当社企業価値を向上させるための取組みであるため、これらの施策により、多様な投資家の皆様が当社へ投資することが期待できるという意味で、多様な株主の皆様のさまざまな意見の反映という当社の基本方針に沿うものであります。また、これらの施策は、当社の会社役員の地位の維持とは関係がありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、特に断りのある場合を除き、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、1株当たり情報その他比率等は、全体を100%で表示する場合を除き、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	58,769
現金及び預金	35,148
受取手形及び売掛金	17,078
有価証券	93
たな卸資産	5,646
その他	838
貸倒引当金	△35
固定資産	43,411
有形固定資産	30,209
建物及び構築物	10,997
機械装置及び運搬具	4,578
土地	11,443
リース資産	792
建設仮勘定	84
その他	2,313
無形固定資産	1,517
のれん	185
その他	1,332
投資その他の資産	11,684
投資有価証券	6,476
繰延税金資産	1,303
その他	4,175
貸倒引当金	△270
資産合計	102,180

科目	金額
負債の部	
流動負債	22,689
支払手形及び買掛金	12,178
短期借入金	1,804
未払金	3,472
未払法人税等	1,370
賞与引当金	2,060
役員賞与引当金	75
その他	1,727
固定負債	5,612
長期借入金	807
リース債務	511
繰延税金負債	362
役員退職慰労引当金	502
退職給付に係る負債	2,010
その他	1,418
負債合計	28,302
純資産の部	
株主資本	71,535
資本金	8,108
資本剰余金	4,948
利益剰余金	59,643
自己株式	△1,164
その他の包括利益累計額	1,851
その他有価証券評価差額金	1,900
退職給付に係る調整累計額	△48
非支配株主持分	491
純資産合計	73,878
負債純資産合計	102,180

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。



連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金額	
売上高		118,009
売上原価		88,628
売上総利益		29,381
販売費及び一般管理費		22,086
営業利益		7,294
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	145	
助成金収入	381	
保険解約返戻金	135	
その他	208	891
営業外費用		
支払利息	33	
為替差損	39	
支払補償費	30	
その他	31	135
経常利益		8,050
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産除却損	11	
減損損失	23	
投資有価証券評価損	46	
災害による損失	9	
店舗閉鎖損失	6	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	12	108
税金等調整前当期純利益		7,944
法人税、住民税及び事業税	2,597	
法人税等調整額	△172	2,424
当期純利益		5,520
非支配株主に帰属する当期純利益		38
親会社株主に帰属する当期純利益		5,481

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

〔計算書類〕

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	23,290
現金及び預金	13,482
受取手形	172
売掛金	6,496
有価証券	63
たな卸資産	1,757
その他	1,341
貸倒引当金	△24
固定資産	37,403
有形固定資産	17,573
建物	6,622
構築物	312
機械及び装置	1,417
車両運搬具	55
工具、器具及び備品	1,324
土地	7,275
リース資産	529
建設仮勘定	34
無形固定資産	1,046
ソフトウェア	548
のれん	203
その他	294
投資その他の資産	18,783
投資有価証券	6,008
関係会社株式	10,415
関係会社長期貸付金	1,245
破産更生債権等	229
その他	1,202
貸倒引当金	△316
資産合計	60,694

科目	金額
負債の部	
流動負債	14,373
買掛金	3,437
短期借入金	1,070
関係会社短期借入金	4,600
1年内返済予定の長期借入金	374
リース債務	151
未払金	2,044
未払法人税等	1,021
賞与引当金	966
役員賞与引当金	28
その他	678
固定負債	2,062
長期借入金	417
リース債務	428
退職給付引当金	77
役員退職慰労引当金	242
長期預り保証金	405
繰延税金負債	295
その他	195
負債合計	16,435
純資産の部	
株主資本	42,350
資本金	8,108
資本剰余金	4,779
資本準備金	3,168
その他資本剰余金	1,610
利益剰余金	30,627
その他利益剰余金	30,627
固定資産圧縮積立金	55
別途積立金	761
繰越利益剰余金	29,811
自己株式	△1,164
評価・換算差額等	1,907
その他有価証券評価差額金	1,907
純資産合計	44,258
負債純資産合計	60,694

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。



損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		47,263
売上原価		28,520
売上総利益		18,743
販売費及び一般管理費		15,938
営業利益		2,804
営業外収益		
受取利息	31	
受取配当金	1,593	
受取手数料	74	
その他	131	1,831
営業外費用		
支払利息	42	
貸倒引当金繰入額	60	
その他	67	170
経常利益		4,465
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	7	
投資有価証券評価損	46	
減損損失	4	58
税引前当期純利益		4,407
法人税、住民税及び事業税	932	
法人税等調整額	△44	887
当期純利益		3,520

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社トーカイ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西松 真人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 達治 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーカイの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーカイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 トーカイ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西松 真人	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 達治	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーカイの2020年4月1日から2021年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第66期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の収集を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、基本方針決定時の取締役会の決議に基づく内容と変更がないことを確認いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

株式会社トーカイ

監査等委員会

常勤監査等委員

堀江 範人 ㊟

監査等委員

川添 衆 ㊟

監査等委員

宇野 裕 ㊟

(注) 監査等委員川添衆及び宇野裕は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月下旬
基準日	定時株主総会・期末配当／毎年3月31日 中間配当／毎年9月30日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 <電話> 0120-782-031 (フリーダイヤル) ※取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店及び 全国各支店で行っております。
一単元の株式の数	100株
上場金融商品取引所	東京証券取引所 市場第一部
公告方法	電子公告によります。 ただし、電子公告によることができない やむを得ない事由が生じた場合は、 日本経済新聞に掲載いたします。 電子公告のホームページアドレス https://www.tokai-corp.com/finance/

住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお問い合わせ先について

株主様の口座のある証券会社にお問い合わせください。なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお問い合わせください。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお問い合わせください。

株主優待制度のご案内

毎年3月31日現在、株主名簿に記載された株主様に対し、その時点における保有株式数及び保有期間に応じて、次の基準のとおり株主優待品を贈呈いたします。(画像はイメージです。)

保有期間1年未満の株主様

卓越した技術と経験を兼ね備えた者だけに贈られるフランス料理界の名誉ある称号、「ディシプル・ド・オーギュスト・エスコフィエ」を授与されたシェフによる、当社だけの「オリジナルカレー」を贈呈いたします。

100株以上1,000株未満	トーカイオリジナルカレー	3人前
1,000株以上10,000株未満	トーカイオリジナルカレー	9人前
10,000株以上	トーカイオリジナルカレー	15人前



保有期間1年以上の株主様

「オリジナルカレー」もしくは岐阜県の名産品等の中から、好きなものを一品お選びいただけます。

100株以上 1,000株未満	トーカイオリジナルカレー	3人前もしくは 岐阜県の名産品等 (1,000円相当) の中から一品選択
1,000株以上 10,000株未満	トーカイオリジナルカレー	9人前もしくは 岐阜県の名産品等 (3,000円相当) の中から一品選択
10,000株以上	トーカイオリジナルカレー	15人前もしくは 岐阜県の名産品等 (5,000円相当) の中から一品選択

● 岐阜県の名産品の一例



飛騨高山ラーメンなないろ (1,000円相当)



明方ハム (3,000円相当)



飛騨牛ハンバーグ (5,000円相当)

※保有期間に関わらず、優待品の贈呈に代えて「社会貢献活動への寄付」を選択することができます。

株主総会会場ご案内図



交通のご案内

- JR東海道本線「岐阜駅」下車 北へ徒歩約25分
- 名鉄名古屋本線「名鉄岐阜駅」下車 北西へ徒歩約25分
- 駅からバスをご利用の場合
 乗り場 JR岐阜駅中央北口バスターミナル⑨番／名鉄岐阜駅前バス乗り場⑤番
 路線 岐阜バス 岐阜大学・病院線 [行先番号C70]
 「本郷町」下車 東へ徒歩約2分
 行先番号C70の直行便、快速便及び清流ライナーは、「本郷町」に停車いたしませんので、ご注意ください。

(注) 会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

